

# 郵政産業 ユニオン

発行元 郵政産業労働者ユニオン労契法 20条訴訟闘争本部  
〒170-0012 東京都豊島区上池袋 2-34-2  
TEL 03-5974-0816 FAX03-5974-0861  
<http://www.piwu.org/> e-mail:mail@piwu.org  
発行責任者 日巻 直映

## 郵政の労働契約法20条裁判

### みんなの力で 非正規差別をなくそう

昨年8月愛知県で62歳の配達員が自転車ごと水田に転落し亡くなりました。今年1月香川県で64歳のやはり配達員がバイクごと用水路に転落、亡くなっています。2月には豊島郵便局で出勤時に48歳の局員が局前の交差点でトラックにひき逃げされ死亡しました。3人はいずれも期間雇用社員です。差別の中で働き、補償さえ差別される。期間雇用社員が正社員と違わないのは、仕事の中で命を落とす危険があること、その一点です。

#### 労災激発と非正規差別

郵政として恥ずべき実態があります。厚労省の「労働災害動向調査」(平成25年版)によると、休業一日以上、身体の一部または機能を失う死傷者発生の頻度をあらわす「度数率」において「郵便業」は4.86を示しています。これは全産業平均1.58を格段に上回っているだけでなく、事業所規模100人以上の中でトップの数値です。バイクや自転車に乗る外務員だけではありません。局内作業においてもゆうパックを満載したパレット

ト台車などでの事故も多発しています。毎年このデータを見ると常に「郵便業」の労災発生比率が高止まりしていることがわかります。日本で最も危険な職業という実態なのです。

私たちはこうした恥ずべき実態を事実上放置している会社姿勢の原因のひとつは非正規差別にあると考えます。日本郵便本社コンプライアンス統括部安全推進室による2014年4月から2015年1月の重大労災報告によれば被災者の7割が期間雇用社員であると発表されています。労災災

害によって傷つき、休業補償はどうなるのか？ 期間雇用社員は、8割の賃金が支給されるのみです。正社員は会社補填により10割支給されます。法律の適用は同じでも会社の補填が違っているのです。低い賃金の期間雇用社員が傷ついているときに、なおかつ2割をカットするのは、こういうことが差別なのです。

#### 人権としての均等待遇

期間雇用社員の大多数は臨時的・一時的な雇用にしているのではなく、正社員と等しく将

来にわたってその職務を全うしたいと考え、そこで得た収入を生計費にあてています。国会で会社が示した年収は、正社員606万円に対して期間雇用社員(8時間換算)227万円です。

しかしその低賃金でも郵政ユニオン等が実施した「15春闘アンケート」では実に期間雇用社員の76%が「主な生活費」と答えているのです。格差があることだけが問題なのではありません。期間雇用社員の処遇が人たるにふさわしい未来につながる水準になっていないことが問題なのです。処遇に現れている形は格差であり、相違ですが、本質は差別です。

昨年11月30日の「労働契約法20条裁判を闘う郵政原告団を支える会」結成総会の場で発言した原告の一人は、年賀繁忙や営業活動など日常業務の最前線で貢献しながら年末年始業務手当や年度末の特別手当も支給されず、結婚休暇や出産休暇な

本日 10時より  
第5回口頭弁論  
東京地裁527号法廷

ど人としての必要な休暇さえない現状を「奴隷労働」と言い表しました。非正規差別、これがいま郵政の職場を大きくゆがませているのではないですか？会社は決断し、正社員があたりまえ、正社員処遇があたりまえの職場に抜本的に変えていくべきです！

